

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(沖縄北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(沖縄北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

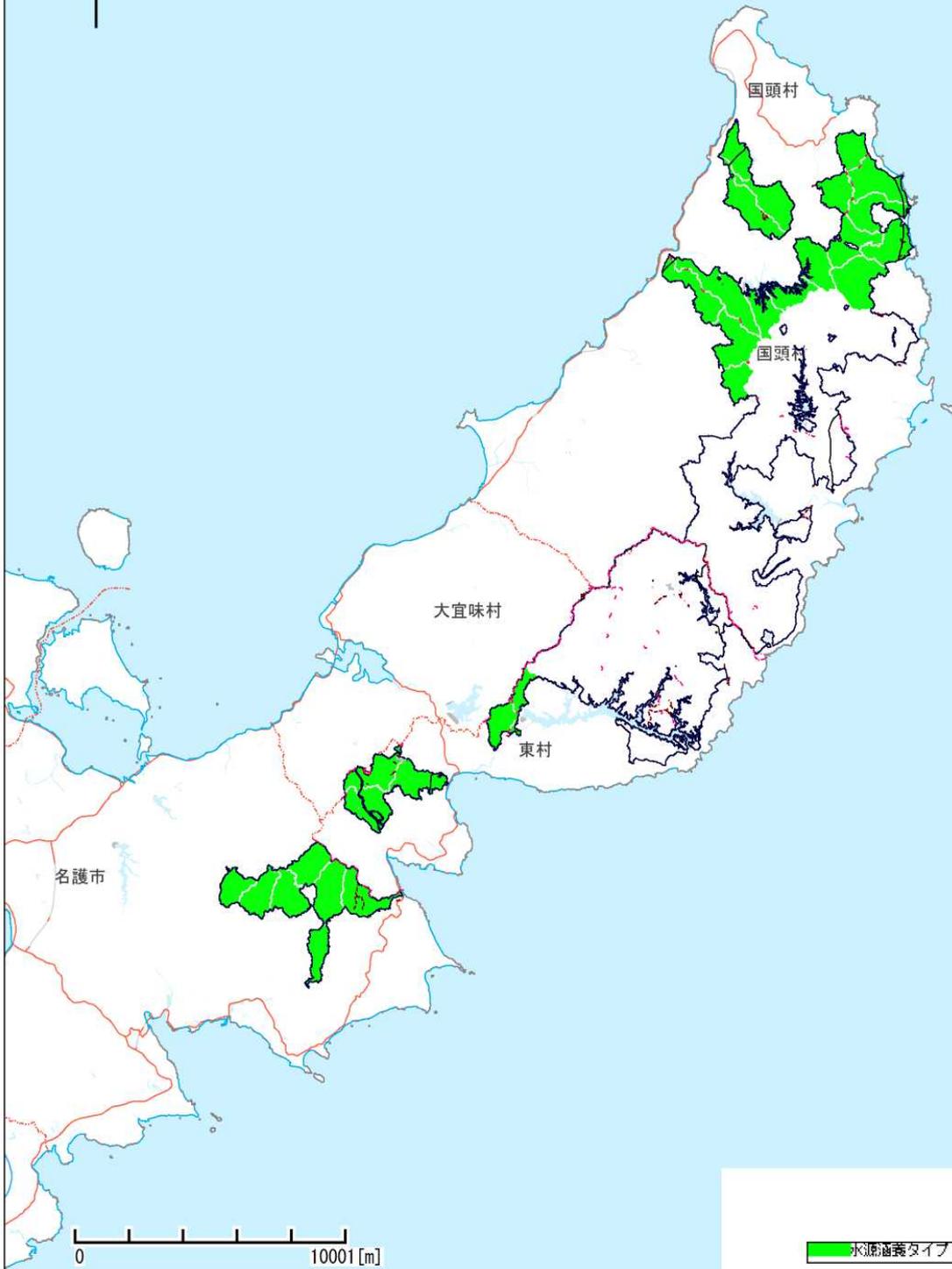
従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の沖縄北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、沖縄北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



沖縄北部森林計画区 機能類型別位置図



水源涵養タイプ

1:200,000



## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	2
③	持続可能な森林経営の実施方向	3
④	政策課題への対応	4
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	4
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	5
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	5
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	5
⑤	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	6
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	6
①	その他	6
(4)	主要事業の実施に関する事項	6
①	伐採総量	6
②	更新総量	7
③	保育総量	7
④	林道の開設及び改良の総量	7
(5)	その他必要な事項	7
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	7
(1)	巡視に関する事項	7
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	7
(3)	特に保護をを図るべき森林に関する事項	8
(4)	その他必要な事項	8
3	国有林野の活用に関する事項	8
(1)	国有林野の活用の推進方針	8
(2)	国有林野の活用の具体的手法	8
(3)	その他必要な事項	8
4	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	9
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	9
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 私有林野の整備及び保全に関する事項	9

5	国民の参加による森林の整備に関する事項	9
(1)	国民参加の森林に関する事項	9
(2)	分収林に関する事項	9
(3)	その他必要な事項	9
6	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	9
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	9
(2)	地域の振興に関する事項	9
(3)	その他必要な事項	9

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、沖縄北部森林計画区を管轄区域とする国有林野11,964ha（不要存置林野6haを含む。）であり、このうち、4,398haは、沖縄県の基本財産の造成並びに県下林業の範を示すことを目的として、「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年政令第158号）第64条第1項の規定（以下「沖特令」という。）に基づき、沖縄県に貸付しているものである。この沖特令による貸付地は、沖縄県が県営林経営計画に基づき県営林として管理経営を行っている。

また、沖特令による貸付地を除く7,566haのほとんどは、米合衆国の沖縄北部訓練場として沖縄防衛局に使用承認している地域である。

本計画区は、本島北部のほぼ中央部を北東から南西に連なる西銘岳(420m)、伊部岳(354m)、照首山(395m)、伊湯岳(446m)等の脊梁山地の太平洋側に面する長大な大団地を形成する。

河川は中央脊梁山地を水源に東西に走っており、国有林内における主要な河川となっている福地川、安波川、新川川及び普久川は、いずれも延長が短く集水区域も狭い。

地形は、谷が深く切れ込み起伏に富むとともに、標高100～300mにかけて丘陵性台地を形成し海岸まで迫っている。

森林の現況は、天然林が主体で6,960ha、人工林が415ha(育成単層林)となっており、主な樹種としては針葉樹はリュウキュウマツ、広葉樹ではシイ、カシ類などとなっている。

林相は、スダジイ、イスノキ、タブノキ等の暖帯性樹種とリュウキュウマツ、イジュ、アデク等の亜熱帯性樹種が混交している。高木層はリュウキュウマツ、スダジイ、イジュ、タブノキ、イスノキ等で、中低木層はイヌマキ、ヒメユズリハ、モッコク、ヤブニッケイ、ホルトノキ等で構成されており、一部にリュウキュウマツ人工林が散在する。

本地域には、ノグチゲラ（国指定特別天然記念物、国内希少野生動植物種）、ヤンバルクイナ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種）、ヤンバルテナゴコガネ（国指定天然記念物、国内希少野生動植物種）等貴重な野生動植物が生息・生育し、伊部岳周辺は鳥獣保護区特別保護地区に指定されているなど、これらの保護増殖のためにも自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進するとともに、持続可能な森林経営、地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

なお、沖縄北部国有林については、その取り扱いについて学識経験者等による検討委員会から平成21年3月に「報告書」（沖縄北部国有林の今後の取扱について）が答申されており、その報告書を踏まえて管理経営を行っていくこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 福地川上流地区（1、2林班）

玉辻山の南に位置し、北部国有林にある5個のダムのうち福地ダムの上流が含まれ、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 機能類型区分設定外地区（3～46林班）

ほとんどを沖縄防衛局に米軍の沖縄北部訓練所として使用承認しているため、機能類型区分を行っていない。このような中で、平成8年12月の日米特別行動委員会の最終報告によると、その一部が返還されることとなっていることから、既返還地（497ha）を含めて、「沖縄北部国有林の取り扱いに関する検討委員会」の報告書を踏まえて、それぞれの目的に沿った管理経営を行うこととする。

ウ 「沖特令」による貸付地（47～73林班）

沖特令第64条第1項の規定により、沖縄県に貸付され沖縄県が県営林経営計画に基づき、県営林として管理経営している。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は11,958haで九州森林管理局管内国有林総面積の2%を占めている。蓄積は1,102千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の1%を占めている。また、人工林面積は415haで人工林率は3%となっている。森林の種類は、普通林が11,564haで97%を占めており、制限林が394haで3%となっている。

なお、制限林の44%が保安林であり、その内水源かん養保安林が100%を占めている。

沖縄北部森林計画区内の森林資源状況

（単位：ha、m<sup>3</sup>）

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	415	6,960	4,584	11,958
蓄 積	84,013	1,018,404	0	1,102,417

注：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

本計画の特性から、積極的な伐採及び造林計画は少なく、実行は必要最小限の臨時的な伐採のみの実行であった。

林道等の開設等の計画はなく、実行もなかった。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	1,000m <sup>3</sup>	335m <sup>3</sup>
主伐	1,000m <sup>3</sup>	335m <sup>3</sup>
間伐	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>
造林面積	－ha	0ha
人工造林	－ha	0ha
天然更新	－ha	0ha
林道等の開設又は拡張	開設：－km 拡張：－箇所	開設：－km 拡張：－箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンテリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	—	—	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面積	—	—

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	—	—

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区分	快適環境形成タイプ
面積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	4,581

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、沖縄流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（研究機関との共同研究による希少野生動植物の生息状況の把握及び生息環境の保全等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地域の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	1,000	0 (0)	1,000
前 計 画	1,000	0 (0)	1,000

注：（ ）は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	—	—	—
前 計 画	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	—	—	—	—	—
前 計 画	—	—	—	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	—	—	—	—

- (5) その他必要な事項  
特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地元市町村、関係機関等と連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動等を行うとともに森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は依然発生しており、地元公共団体等と連携の上、重点的、効果的な防除対策を進めることとする。また、本計画区はほとんどを米軍の北部訓練場として使用承認していることから、関係機関と調整しながら、また、希少野生動植物が生息・生育していること、水源地であること等を考慮し駆除に当たってはそれらに十分配慮することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等については、適切に保護・保全を図っていくこととする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
該当なし		

② 緑の回廊

種 類	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

国内希少野生動植物種のノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、ヤンバルクイナ等が生息していることから、その生息環境の維持・保全を図るための巡視を積極的に行うこととする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、積極的に推進することとする。

本計画区は、パイナップル等熱帯果樹生産が地域の重要な産業となっているため農業構造改善のための活用及び道路整備等の地域産業の振興に資する国有林野の活用を図ることとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付又は売り払い等によることとする。

(3) その他必要な事項

本計画区における国有林野の活用に当たっては、希少野生動植物の保護等、豊かな自然環境の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、本地域の土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、ほとんどを米軍の北部訓練場として使用承認していることから、関係機関と調整を行っただうえで、活用を図っていくこととする。

#### 4 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

##### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

##### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

#### 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 国民参加の森林に関する事項

国民の自主的な参加による森林の整備を行うに当たっては、ボランティア団体等の協力を得ながら適切に行うこととする。

##### (2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

##### (3) その他必要な事項

多様性に富み、豊かな自然環境を有する国有林野を、多様な体験活動の場として積極的に提供することが要請されていることから、協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」制度等を活用して森林環境教育の推進に努めることとする。

森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

#### 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

##### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

流域の要請に応じて林業技術の普及に寄与することとする。

##### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全・形成、保健・文化的利用の推進等を通じて地域振興に寄与することに努めることとする。

##### (3) その他必要な事項

特になし。



(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(沖縄北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	4
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	4
	(1) 保護林の名称及び区域	4
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	4
6	レクリエーションの森の名称及び区域	4
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	5
8	その他必要な事項	5
	(1) 施業指標林、試験地等	5
	(2) フィールドの提供	5
	(3) その他	5
	(4) 森林共同施業団地	5



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	その他人工林	6.93	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	天然林広葉樹	172.45	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		4,398.31		
合計		4,577.69		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
天然林広葉樹	24

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	— (—)	—	/	/	/	/
自然維持タイプ	—	— —	—				
森林空間利用タイプ	—	— (—)	—				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源涵養タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	—	—				
	スギ長伐期	—	—				
	ヒノキ長伐期	—	—				
	保護樹帯	—	—				
	スギ・ヒノキ複層林	—	—				
	計	—	— (—)				
機能類型設定外	—	—	—				
合 計	—	— (—)	—	1,000	1,000	—	1,000
年 平 均	—	— (—)	—	200	200	—	200

注 ( )は間伐面積である。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

市町村名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
名 護 市	—	—	—	/	/	/	/
国 頭 村	—	—	—				
東 村	—	—	—				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	—	—
	複層林 造 成	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	—	—	—	—	—	—
	つる切	—	—	—	—	—	—
	除 伐	—	—	—	—	—	—
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
該当なし					

4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	区 分	工 種	計 画 量 ( 箇所数又は面積)
1	保 全 施 設	山腹工	3箇所
		溪間工	2箇所
計	保安林の整備		—
	保 全 施 設		5箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	既設 新設	延 長 (km)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種 類	名 称	新設 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
該当なし									

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)		面 積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民						
	国						

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
該当なし					

(2) フィールドの提供

対 象 地 ( 林 小 班 )	設 定 の 目 的	備 考
35に2	木の文化を支える森	平成20年11月20日協定 首里城古事の森育成協議会
1り	木の文化を支える森	平成24年10月17日協定 首里城古事の森育成協議会

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
該当なし		

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
該当なし	民				
	国				